

愛知万博 20 周年記念事業実行委員会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、愛知万博 20 周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 実行委員会は、愛知万博開催から 20 周年を迎える 2025（令和 7）年に、会場地であった愛・地球博記念公園において「愛知万博 20 周年記念事業」（以下「記念事業」という。）を実施することで、愛知万博の理念と成果の再認識・継承を図るとともに、愛知県の魅力を国内外に向けて発信することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 記念事業の企画、準備、開催及び運営に関する事業
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 組織等

(構 成)

第 4 条 実行委員会は、別表 1 に掲げる職にある者をもって構成する。

(役員を選任)

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

会 長 1 名

監 事 2 名

2 会長は、愛知県知事をもって充てる。

3 監事は、愛知県会計管理者及び愛知県市長会事務局長をもって充てる。

(役員職務)

第 6 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長に事故あるとき又は不在のときは、会長の代理として出席した者がその職務を代行する。

2 監事は、実行委員会の事務及び会計を監査する。

(参 与)

第 7 条 実行委員会に参与を置くことができる。

2 参与の選任は、会長が決定し、総会において報告する。

3 参与は、事業の実施に際し、協力をする。

(アドバイザー)

第 8 条 実行委員会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーの選任は、会長が決定し、総会において報告する。

3 アドバイザーは、実行委員会の展開に関し専門的な観点から助言をする。

(任 期)

第9条 任期は、第20条第1項の規定により実行委員会が解散する日までとする。

2 特別な事情が生じたときは、前項の規定にかかわらず、会長はその職を解くことができ、また、必要に応じて補充することができる。

(報 酬)

第10条 報酬は、支給しないものとする。ただし、会長が認めた場合には支給することができる。

第3章 会 議

(会 議)

第11条 実行委員会に係る会議は、総会及び幹事会とする。

(総 会)

第12条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 事業計画並びに予算及び決算に関する事項

(2) 会則の改廃に関する事項

(3) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

5 総会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あて、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

6 委員が出席できない場合、代理人を出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

7 議事の議決は、出席した委員等の過半数をもって決するものとする。同数の場合は、会長が決するものとする。

8 会長は、必要があると認めたときは、会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求め、総会の議決に代えることができる。この場合、第7項の規定を準用する。

(会長の専決処分)

第13条 会長は、総会を招集するいとまのない場合、総会の議決事項については、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の総会において報告し、

その承認を求めなければならない。

(幹事会)

第 14 条 幹事会は、別表 2 に掲げる団体及び組織が指定する職員をもって構成する。

2 幹事長は、愛知県政策企画局企画調整部企画課愛知万博 20 周年記念事業推進室長をもって充て、幹事会の総括を行う。

3 第 9 条及び第 10 条の規定は、幹事会において準用する。

4 幹事会は、幹事長が招集する。

5 幹事会の議長は、幹事長がこれにあたる。

6 幹事会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 総会に付議すべき事項に関する事

(2) 第 12 条第 4 項各号に掲げる事項以外で、記念事業の実施に関して必要な事項に関する事

(3) その他会長が必要と認める事項に関する事

第 4 章 事務局

(事務局)

第 15 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を愛知県政策企画局内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 5 章 財務会計

(経 費)

第 16 条 実行委員会の経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第 17 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

2 前項の規定にかかわらず、2022（令和 4）年度の会計年度は、実行委員会設立の日から始まり、2023（令和 5）年 3 月 31 日をもって終わる。

3 解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

(予算及び決算)

第 18 条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費を収支予算案に含めるものとする。

(資産の管理)

第 19 条 実行委員会の資産の管理は、会長がこれを行う。

第 6 章 解 散

(解 散)

第 20 条 実行委員会は第 2 条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。

2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(残余の財産)

第 21 条 実行委員会が解散するときに存する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第 7 章 補 則

(雑 則)

第 22 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、2023（令和 5）年 3 月 20 日より施行する。

附則

この会則は、2024（令和 6）年 7 月 22 日より施行する。

附則

この会則は、2025（令和 7）年 7 月 25 日より施行する。

(別表 1)

愛知万博 20 周年記念事業実行委員会名簿

区分	名称	役職
委員	愛知県	知事
	愛知県市長会	会長
	愛知県町村会	会長
	名古屋市	市長
	瀬戸市	市長
	長久手市	市長
	元 2005 年日本国際博覧会協会	事務総長
	愛知県商工会議所連合会	会長
	一般社団法人中部経済連合会	会長
	愛知県経営者協会	会長
	中部経済同友会	代表幹事
	愛知県商工会連合会	会長
	愛知県商店街振興組合連合会	会長
	一般社団法人愛知県観光協会	会長
	愛知環状鉄道株式会社	代表取締役社長
	愛知高速交通株式会社	代表取締役社長
	中部国際空港株式会社	代表取締役社長
	東海旅客鉄道株式会社	代表取締役社長
	名古屋鉄道株式会社	代表取締役社長
	愛知県女性団体連盟	会長
	公園マネジメント会議	会長
	中部 ESD 拠点協議会	代表
	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会	会長
	愛知県教育委員会	教育長
	愛知県私学協会	会長
	公益財団法人愛知県都市整備協会	理事長
	株式会社ジブリパーク	代表取締役社長
監事	愛知県会計局	会計管理者
	愛知県市長会事務局	事務局長

別表 2

幹事会構成団体・組織

名称
愛知県
愛知県市長会
愛知県町村会
名古屋市
瀬戸市
長久手市
一般財団法人地球産業文化研究所
愛知県商工会議所連合会
一般社団法人中部経済連合会
愛知県経営者協会
中部経済同友会
愛知県商工会連合会
愛知県商店街振興組合連合会
一般社団法人愛知県観光協会
愛知環状鉄道株式会社
愛知高速交通株式会社
中部国際空港株式会社
東海旅客鉄道株式会社
名古屋鉄道株式会社
愛知県女性団体連盟
公園マネジメント会議
中部 ESD 拠点協議会
社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
愛知県教育委員会
愛知県私学協会
公益財団法人愛知県都市整備協会
株式会社ジブリパーク